

広島県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十二年四月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

広島市安芸区中野東町字原山一二二九の一四、一二二九の一五、一二四一の一四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため